

令和4年11月18日
保 健 医 療 部

埼玉県地方薬事審議会の概要

1 設 置

- (1) 設 置 昭和35年5月4日
- (2) 根拠法令 医薬品医療機器等法第3条第2項（任意設置）
執行機関の附属機関に関する条例第2条第1項
埼玉県地方薬事審議会規則

2 組 織

委員20人以内（現行15人）をもって組織し、学識経験者、薬事関係団体の代表者、消費者団体の代表者及び公募した者に知事が委嘱しています。

（任期：2年、令和4年9月1日改選）

3 職 務

- 知事の諮問に応じ、薬事に関する重要事項を調査審議いただきます。
- 最近では、医薬品等の安全対策、薬物乱用対策、危機管理対策など、薬事行政の今日的課題への対応状況、課題について報告し、御意見をいただいています。

4 前回の開催日時及び議題

日 時：令和3年5月25日（火）18時30分から20時

場 所：埼玉会館

議 題：（1）審議事項

薬局の認定制度について

（2）報告事項

知事指定薬物の指定状況について